

【概要版】南城市原材料等支給制度について

1. 制度の目的と趣旨

本制度は、本来「市が管理すべき施設（道路や公園など）」において、修繕等が必要であるものの、市の予算や人員の都合ですぐに対応できない場合に、地域の皆様（自治会等）のお力添え（労力）をいただき、市がその作業に必要な材料や機械使用料を支援する「協働」の制度です。

2. 【重要】対象となる場所

本制度は「市が管理すべき施設」を対象としています。そのため、区（自治会）が管理する施設や土地の修繕等につきましては、本制度の対象外となりますので、各区の責任と負担においてご対応をお願いいたします。

【対象となる場所】（※市が管理しているもの）

- ・市道、農道
- ・生活道路、排水路（※主に日常生活で利用され、公共性が高いと認められるもの）
- ・公園（※憩いの場として利用され、公共性が高いと認められるもの）

3. 支給されるものと限度額

予算の範囲内で、**同一年度内に原則1回**まで支給を受けることができます。

支給項目	種類（例）	用途の事例	上限額
原材料等 ※諸経費（運搬料等）も含まれます。	アスファルト合材 生コンクリート 塩ビ管 コンクリート二次製品 クラッシャーラン 土嚢 など	舗装 舗装 管布設 側溝・蓋設置 道路路盤材敷設 土砂流出防止 など	30万円
機械使用料	重機などのレンタル料	（※市長が必要と認めた場合）	10万円

4. 作業実施にあたっての事前説明のお願い

本制度を活用して修繕等の作業を行う際は、近隣トラブル等を未然に防ぐため、事前に自治会から作業場所の隣接地主等へ作業内容のご説明を行ったうえで、作業を実施していただきますようお願いいたします。

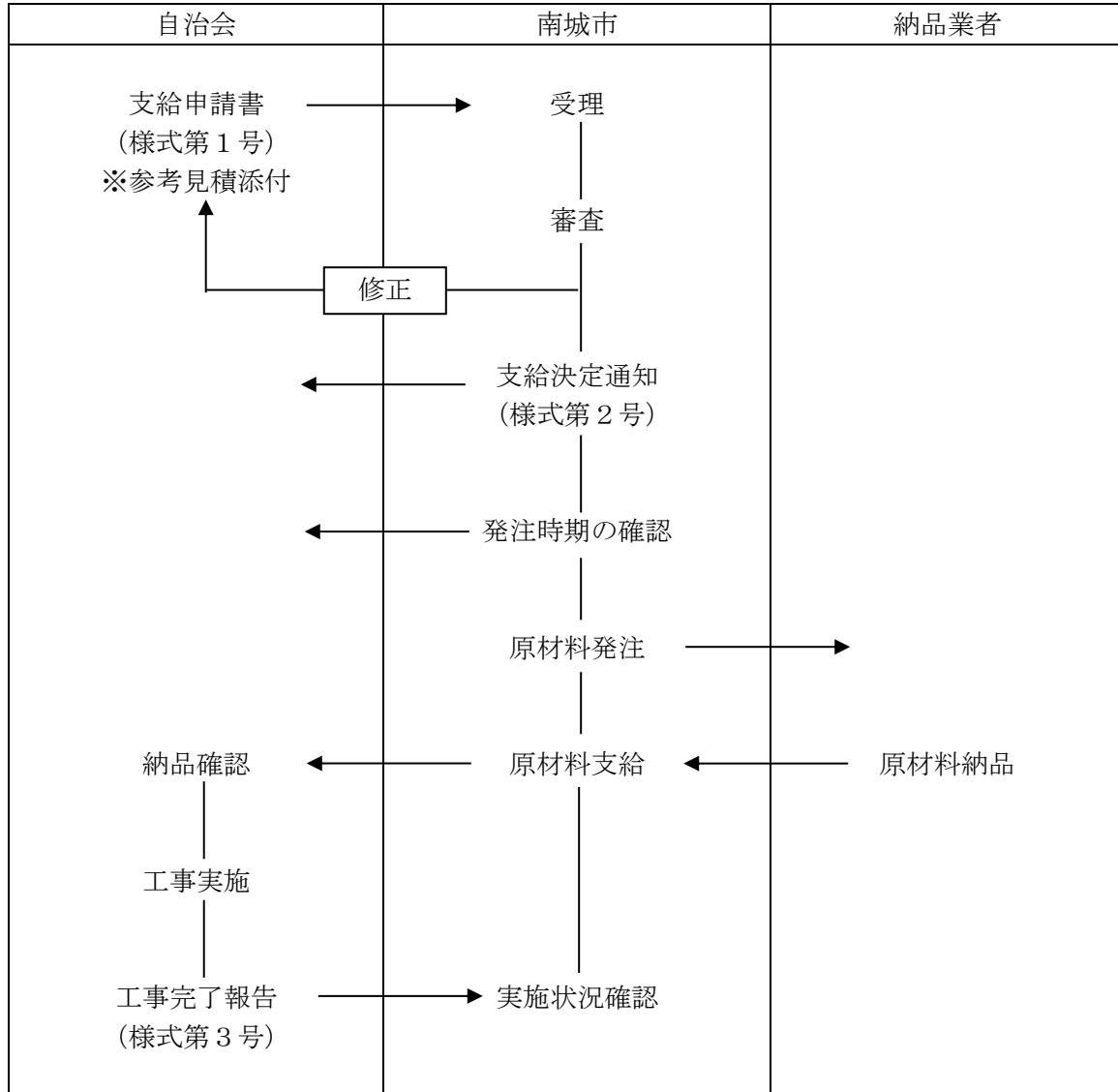
お問い合わせ先

市道、公園、集落内の里道等 : 土木建築部 施設管理課 098-917-5351

農道、農村公園、農振地域内の里道等 : 農林水産部 田園整備課 098-917-5358

別紙 1

原材料等 支給の流れ



※工事は申請年度内で完了してください。

※原材料は現物支給（市で購入して自治会に支給）になりますので、規格・数量を確認できるよう、参考とした見積書・カタログ等を申請書に添付してください。

※支給は1自治会あたり年度1回までとなっております。（複数回の申請はできません。）

【申請書提出窓口】

土木建築部 施設管理課…市道、公園、集落内の里道等に係る工事

農林水産部 田園整備課…農道、農村公園、農振地域内の里道等に係る工事

記載例

令和 8 年 6 月 1 日

原材料等支給申請書

南城市長 殿

自治会名等 **〇〇〇自治会**
代表者 住所 **南城市字〇〇番地**
氏名 **〇〇区長 南城 一郎**

長 自 〇
治 〇
会 〇
印

※氏名欄には〇〇区長or〇〇自治会長と
必ず記載して下さい。

下記のとおり事業を実施したいので、南城市原材料等支給要綱第4条の規定により申請します。

記

- 事業場所 南城市 **字〇〇〇番地 1**
- 工 種 **コンクリート舗装**
- 事業実施予定期間 **令和 8 年 7 月 1 日 ~ 令和 8 年 8 月 3 1 日**
- 原材料等

支給を受けたい原材料等				備 考
名称	規格	数量	予定価格	
生コンクリート	18-12-20	15.0m³	240,000円	機械使用料
ワイヤーメッシュΦ6	150*150	100m²	60,000円	02バックホウ ¥42,000
小 計 (税込)			300,000円	2トンダンプ ¥27,000
機械使用料 (税込)			85,000円	転圧機 ¥16,000
合 計			385,000円	

5 添付書類

- 図面 (付近一帯の地形図に原材料等使用区間を表示したもの)
- 写真 (現況により事業の必要性が確認できるもの)

※数量・予定価格の設定根拠資料として見積書又はカタログ等を添付してください。

○南城市原材料等支給要綱

平成29年3月23日

(目的)

第1条 この告示は市道、農道、生活道路、排水路及び公園を自治会等がその労力で舗装、修繕等（以下「事業」という。）を行うときに、原材料及び作業に必要な諸経費（以下「原材料等」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、南城市が認定した道路
- (2) 農道 土地改良事業等により造成した道路又は南城市が認定した道路
- (3) 生活道路 市民が主に日常生活のため利用する道路で特に市長が公共性の高いと認めるもの
- (4) 排水路 市民が主に日常生活のため利用する排水路で市長が特に公共性の高いと認めるもの
- (5) 公園 市民が憩いの場として利用する公園で市長が特に公共性の高いと認めるもの
- (6) 原材料 土のう、生コンクリート、アスファルト合材、塩化ビニール製品、砕石、コンクリート二次製品、油脂類その他これに類するもの

(対象者)

第3条 原材料等の支給を受けることができる者は、市道、農道、生活道路、排水路及び公園のうち、事業が必要なものに対し、自治会等の労力をもって事業を行おうとする自治会長又はそれに相当すると市長が認める者とする。

(申請)

第4条 原材料等の支給を受けようとする者は、原材料等支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その適否を判断し、適当と認めた場合は、原材料等支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(支給方法)

第6条 原材料は現物で支給するものとし、原材料の運搬費については、原材料に含めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で重機その他の機械使用料を支給することができるものとする。

(支給の限度)

第7条 前条の規定により支給する原材料等は、原材料等費の30万円を上限とし、当該会計年度中に原則1回の支給を限度として、予算の範囲内で支給するものとする。

2 前条第2項の規定により支給する機械使用料は、10万円を上限とし、当該年度中に原則1回の支給を限度として、予算の範囲内で支給するものとする。

(完了報告)

第8条 受給者は、事業が完了したときは、速やかに完了届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(確認)

第9条 市長は、完了届の提出があったときは、事業が完了した現場を確認するものとする。

(支給の取消し)

第10条 市長は、原材料等支給決定通知後に、受給者の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに原材料等の支給を取消することができる。

- (1) 申請した事業以外に支給を受けた原材料等を使用したとき。
- (2) この要綱に違反又は指示に従わないとき。
- (3) 申請内容に偽り、その他不正により原材料等を受給したとき。

(弁償)

第11条 市長は、前条の規定により支給を取消された受給者に、弁償額及び支払期限を定め、通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、原材料等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月28日告示第31号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月8日告示第70号)

この告示は、令和5年5月8日から施行し、改正後の南城市原材料等支給要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

年 月 日

原材料等支給申請書

南城市長 殿

自治会名等

代表者 住所

氏名

印

下記のとおり事業を実施したいので、南城市原材料等支給要綱第4条の規定により申請します。

記

1 事業場所 南城市

2 工 種

3 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 原材料等

支給を受けたい原材料等				備 考
名称	規格	数量	予定価格	

5 添付書類

- 1 図面（付近一帯の地形図に原材料等使用区間を表示したもの）
- 2 写真（現況により事業の必要性が確認できるもの）

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

原材料等支給決定通知書

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 様

南城市長 印

年 月 日付けで申請のあった原材料等の支給について、南城市原材料等支給要綱第 5 条の規定により次のとおり支給を決定したので通知します。

原材料等

支給する原材料等				備 考
名称	規格	数量	価格	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

完了届

南城市長 殿

自治会名等
代表者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった事業が完了した
ので南城市原材料等支給要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 事業場所 南城市
- 2 着手年月日 年 月 日
- 3 完了年月日 年 月 日

4 原材料等

支給する原材料等				備 考
名称	規格	数量	価格	

- 5 添付書類
写真（着手前、完了後の現況が確認できるもの）

【お問い合わせ】

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地
南城市役所 土木建築部 施設管理課
主事 屋比久 喜也(やびく よしなり)
mail(公共): yoshinari00605@city.nanjo.lg.jp
TEL(098)917-5351
fax(098)917-5413

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地
南城市役所 農林水産部 田園整備課
主任主事 濱崎 達規(はまさき たつのり)
mail(公共): hamasaki00577@city.nanjo.lg.jp
TEL(098)917-5358
fax(098)917-5413